

## 令和2年度 第1回茅野市図書館協議会 次第

日時：令和2年7月28日（火）

午後6時30分から

場所：茅野市役所 議会棟大会議室

### 1 開 会

### 2 教育長あいさつ

### 3 委嘱書の交付

### 4 自己紹介

### 5 審議会の公開について

### 6 会議事項

(1) 令和元年度図書館運営報告及び令和2年度図書館運営について

(2) 10年先、20年先の図書館を考えるための切り口と意見まとめについて

### 7 その他

・茅野市図書館の新型コロナウイルス感染拡大防止対応状況について

### 8 閉 会

- ※資料
- ・図書館法（資料1）
  - ・図書館協議会の役割（資料2）
  - ・令和元年度茅野市図書館運営報告（資料3）
  - ・令和2年度茅野市図書館運営計画（資料4）
  - ・10年先、20年先の図書館を考えるための切り口と意見まとめ（資料5）
  - ・茅野市図書館新型コロナウイルス感染拡大防止対応状況（資料6）
  - ・審議会等の公開について（資料7）



## ○図書館法

(昭和二十五年四月三十日)

(法律第百十八号)

最終改正：令和元年六月七日法律第二六号

## 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(昭二七法三〇五・平一八法五〇・一部改正)

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
  - イ 司書補の職
  - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
  - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの  
(昭三六法一四五・平一〇法一〇一・平二〇法五九・平二九法四一・一部改正)

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(昭二七法一八五・平一一法一六〇・一部改正)

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(平二〇法五九・全改)

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(平二〇法五九・追加)

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特

別区を含む。以下同じ。) 町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(昭三一法一六三・令元法二六・一部改正)

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

(昭二七法二七〇・平一四法四一・一部改正)

## 第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(昭三一法一六三・一部改正)

第十一条及び第十二条 削除

(昭六〇法九〇)

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。)にあつては、当該特定地方公共団体の長)が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(昭三一法一四八・昭三六法一四五・昭三七法一三三・平一一法八七・令元法二六・一部改正)

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

(平一一法八七・平二〇法五九・平二三法一〇五・令元法二六・一部改正)

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭三一法一六三・昭三四法一五八・平一一法八七・平二三法一〇五・一部改正)

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(平二〇法五九)

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三四法一五八・全改)

第二十一条及び第二十二条 削除

(平一一法八七)

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(昭四二法一二〇)

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

(昭三一法一六三・一部改正)

附 則 省略

## 図書館協議会の役割

図書館協議会は、図書館法（昭和25年4月30日 法律118号）第14条の規定に基づいて地方公共団体が設置することができる、公共図書館の運営に関して館長の諮問に応じて意見を述べるための機関です。

### （図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

また、茅野市図書館条例（昭和41年6月2日 条例第23号）では下記のように定められています。

### （図書館協議会の設置）

第5条 図書館法第14条の規定に基づき、図書館に図書館協議会を置く。

### （図書館協議会の委員）

第6条 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

2 委員の定数は、12人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （委員長及び副委員長）

第7条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する

## 令和元年度茅野市図書館運営報告

### 1. 運営方針

茅野市図書館は「地域の読書施設」「地域の情報拠点」「地域の多様な資料や情報を収集・保存・提供する施設」として図書館資料の充実を図り、資料の貸出・レファレンスサービスなどに取り組み、市民に平等に開かれ、市民一人ひとりの資質向上に寄与し、地域社会の豊かさ、活性化、住みやすさ、幸せにつながるよう、個人の課題解決と生涯学習を支援します。

### 2. 基本方針

2-1 市民の生活や仕事に役立つ情報が手に入る機会と場の提供に努めます。

2-2 次世代を担う子どもに本や図書館に親しんでもらう環境づくりをします。

2-3 「読書の森 読りーむ i n ちの」を中心に、読書活動ボランティアグループ、図書館ボランティアグループ等との連携を推進します。

2-4 保育園・幼稚園・認定保育園・学校図書館・尖石縄文考古館・八ヶ岳総合博物館・公民館等と連携し、赤ちゃんから大人まで楽しめる読書活動の推進に努めます。

2-5 地域のシンボル・拠り所となる生涯学習の拠点施設として、地域資料の収集・保存・提供を行うとともに、関連施設と連携し、貴重資料のデジタル化を検討していきます。

### 3. 令和元年の重点目標

3-1 令和2年開催の「JOMON ライフフェスティバル」を見据え、所蔵する縄文資料を利活用しやすいよう、表示・掲示等の見直しをします。(基本方針 2-5)

3-2 児童サービスの充実(2-2)(2-3)

- ・経験豊富な司書を中心とした選書による絵本や児童書の収集・提供
- ・おはなし会を中心に0歳から楽しめる様々な講座やイベントを企画し、本や図書館に親しむ機会と場を提供します。

### 4. 継続目標(各事業名の( )は対応する基本方針番号を記載)

4-1 所蔵資料のPR及びレファレンスサービス・レフェラルサービスの充実(2-1)

①市民の生活や仕事の課題解決に役立つ情報の収集と提供

1. 参考資料(レファレンスツール)の所蔵状況点検と入替
2. 収集した情報のPR手段として展示コーナー設置と広報・HP等への記事掲載
3. 目録・資料(パスファインダー)の作成・提供

②レファレンス(調査内容について資料の提供による回答)、レフェラル(調査内容に回答できる施設、人の紹介)サービスのための職員研修

4-2 読書活動ボランティアグループ等との連携(2-3)

- ①読書の森 読りーむ i n ちのが企画する事業への応援
- ②読みきかせや紙芝居・パネルシアター等おはなし会の他、図書館環境整備等の活動の機会と場の提供



4-3 保育園・幼稚園・認定保育園・学校図書館との連携 (2-4)

①保育園等へ出張おはなし会の継続

②茅野市子ども読書活動応援センターと連携し、学校図書館への支援や小中学校の調べ学習への支援

③公立大学法人公立諏訪東京理科大学図書館、市内高校図書館との連携の推進

4-4 考古館・博物館・公民館等の連携の充実 (2-4) (2-5)

①考古館・博物館が所蔵している資料と、図書館が所蔵している本とを関連づけた展示を企画する

4-5 憩いの場、拠り所の場となる図書館づくり (2-1) (2-2) (2-5)

①様々な年代を対象にした事業・講座を開催し、行ってみたくなる憩いの場、図書館に行けば何かが発見できると思える拠り所の場の提供

②市民の生活や仕事の課題解決の手助けとなる図書館運営

4-6 地域資料の収集・保存・提供 (2-5)

①縄文・寒天・のこぎりを重点に地域の貴重な資料を積極的に収集・保存・提供

②所蔵する資料を精査し、貴重な資料を利活用できるよう博物館等と連携したデジタル化の検討

5. 実施事業

茅野市図書館は子どもの頃から読書や調べもの、図書館に親しんでもらうことを目的とした事業を中心に、図書館で所蔵する資料を周知すること等で資料を活用した課題解決の一助となることを目的とした事業を行っています。【各事業での ( ) は、運営計画での目標番号を記載】

(1) おはなし会関係

①定例おはなし会 (3-2) (4-2)

| 事業名           | 開催日            | 上演団体     | 開催回数 | 延べ参加者数(人) |     |     |
|---------------|----------------|----------|------|-----------|-----|-----|
|               |                |          |      | 大人        | 小人  | 計   |
| 0.1.2 おはなし会   | 毎月第1・3・4・5 土曜日 | おはなしくれよん | 27   | 128       | 140 | 268 |
| おはなしわーど       | 毎月第1・3・4・5 土曜日 | おはなしくれよん | 25   | 65        | 81  | 146 |
| おなかの赤ちゃんおはなし会 | 毎月第3 土曜日       | おはなしくれよん | 3    | 7         |     | 7   |
| 紙芝居だいすき       | 毎月第2 土曜日       | 紙芝居を楽しむ会 | 9    | 58        | 57  | 115 |
| パネルシアターで遊ぼう   | 毎月第3 火曜日       | 紙ふうせん    | 9    | 51        | 66  | 117 |
| どんぐりちいさなおはなし会 | 毎月第2 水曜日       | 図書館職員    | 8    | 22        | 36  | 58  |

※3月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止

012 おはなし会とおはなしわーどが午前中、おなかの赤ちゃんおはなし会は午後1時30分から実施している。午前中のおはなし会は定着してきているが、おなかの赤ちゃんおはなし会については成立しないときもある。

子どもの読書活動推進のために大切な事業であり、引き続き周知を図りながら、ボランティアグループに協力していただき継続していきたい。

②特別おはなし会 (3-2)(4-1)

| 事業名              | 内容                  | 開催日   | 上演団体(者)              | 参加者数(人) |    |    |
|------------------|---------------------|---|----------------------|---------|----|----|
|                  |                     |   |                      | 大人      | 小人 | 計  |
| 子ども読書の日おはなし会     | パネルシアター・大型絵本読み聞かせなど | 4月27日(土)                                    | 応援センター職員、図書館職員、拍子木の会 | 13      | 14 | 27 |
| 茅野高校図書委員によるおはなし会 | 絵本の読み聞かせ・紙芝居など      | 7月25日(木)<br>10月3日(木)<br>1月30日(木)<br>(3月は中止) | 茅野高校図書委員             | 18      | 26 | 44 |

※「子どもの読書の日おはなし会」は、こども読書活動応援センター主催で図書館共催

子ども読書の日おはなし会、茅野高校図書委員によるおはなし会は毎年行っており、どちらも定着している。茅野高校図書委員によるおはなし会は園帰りの親子連れが参加している。読み手と聞き手の年齢が近く、大人の読み聞かせとは違う楽しさがあるので、今後も継続をお願いしていきたい。

③季節のおはなし会 (3-2)(4-1)

| 事業名                         | 内容                        | 開催日       | 上演団体(者)                               | 参加者数(人) |    |    |
|-----------------------------|---------------------------|-----------|---------------------------------------|---------|----|----|
|                             |                           |           |                                       | 大人      | 小人 | 計  |
| 七夕おはなし会                     | 読み聞かせ・パネルシアター等            | 7月6日(土)   | おはなしくれよん(読書ボランティア)・図書館職員              | 27      | 25 | 52 |
| 図書館の怪談                      | 暑い夏の夜を、涼しく過ごす             | 8月22日(木)  | 図書館職員                                 | 50名     |    |    |
| 図書館まつり<br>メリークリスマス<br>おはなし会 | 読み聞かせ・紙芝居・サンタクロースからのプレゼント | 12月22日(土) | 東海大学諏訪高校図書委員・おはなしくれよん(読書ボランティア)・図書館職員 | 150名    |    |    |

季節に合わせたおはなし会をボランティアグループと図書館職員で開催している。参加者には図書館職員が作成したプレゼントを渡しており、参加人数も多い。

(2) 講座 (3-2)(4-1)(4-5)

| 事業名                        | 内容              | 開催日                | 対象 | 講師             | 受講者数           |
|----------------------------|-----------------|--------------------|----|----------------|----------------|
| 親子調べ学習講座(主催:こども読書活動応援センター) | 調べ学習の基礎とノウハウを知る | 7月6日(土)<br>7月7日(日) | 親子 | 応援センター職員・図書館職員 | 大人16名<br>小人16名 |

| 事業名                                 | 内容  | 開催日                                | 対象    | 講師  | 受講者数              |
|-------------------------------------|---|------------------------------------|-------|---|-------------------|
| 夏休みクラフト講座                           | 木の実・枝等を使っての昆虫等の制作                         | 7月31日(水)<br>午前と午後の2回               | 小学生以上 | 福田 勝男                                       | 午前 14名<br>午後 15名  |
| 【新規】<br>折り紙講座<br>～折り紙ではらぺこあおむしを折ろう～ | 絵本「はらぺこあおむし」の折り紙を制作                       | 8月31日(土)                           | 誰でも   | 図書館職員                                       | 13名               |
| 【新規】<br>製本講座                        | 一筆箋を入れるケースを制作                             | 9月8日(日)                            | 一般    | (有)シンエー製本                                   | 12名               |
| 公立諏訪東京理科大学出前授業                      | 事故から学ぶ交通安全<br>光合成の仕組みから植物工場まで<br>統計って何だろう | 9月19日(木)<br>10月17日(木)<br>11月28日(木) | 一般    | 公立諏訪東京理科大学<br>國行浩史 准教授<br>渡邊康之 教授<br>奥原正夫教授 | 13名<br>18名<br>12名 |
| おはなし&<br>ハンドメイド                     | 図書館の本を資料として、読書と物を作る<br>楽しさを味わってもらおう       | 6月29日(土)<br>11月30日(土)              | 小学生以上 | 図書館職員                                       | 大人 5名<br>小人 5名    |

昨年度から人気の講座を継続しているほか、今年度は新規の2講座を開催した。

### (3) その他の事業 (4-5)

| 事業名・内容   | 開催日                   | 講師等                    | 参加者数  | 備考    |
|--|-----------------------|------------------------|-------|-------|
| (市民の憩いの場となる事業)<br>「図書館でティータイムを」<br>内容:ボランティアの方による、利用者へのハーブティー等の振舞い。              | 5月～11月までの<br>毎月第2木曜日  | レモングラス(環境美化ボランティアグループ) | 約220人 | 8月は休み |
| 「図書館を飾ろう」<br>内容:おはなし会に参加した子供たちにおはなしの部屋前の壁面飾りを手伝ってもらうことで、より図書館やおはなし会に親しみを感じてもらおう。 | 6月8日～<br>11月30日<br>5回 |                        |       |       |
| 「出張おはなし会」<br>内容:図書館職員が市内保育園・幼稚園へ出向いて絵本の読み聞かせ、                                    | 各園、年1回を原則とする。         | 図書館職員                  | 7園    | 市内保育園 |

|  |                      |                  |    |                        |
|--|----------------------|------------------|----|------------------------|
| パネルシアターなどを行う。また、図書館の案内も行う。   |                      |                  |    |                        |
| 「図書館探検隊 図書館を知ろう！-どこにどんな本があるのかな-」<br>内容:図書館の裏側やカウンター業務を体験し図書館を知ってもらう。               | 中止                   | 午前と午後の2回開催       | -  | 各回5人募集<br>(小学生3年~6年)   |
| 「子育て期女性就業相談」<br>内容:子育て世代の女性の就業に対する様々な悩み等の相談支援。                                     | 6月7日~<br>1月29日<br>5回 | 女性就業指導員<br>北村亜矢子 | 5人 | ・長野県就業支援事業<br>・図書館会場提供 |
| 「おはなし会カード」<br>内容:各種おはなし会に参加した子供たちに特製カードを配りスタンプを押したり、シールを貼るなどして、参加回数によりちょっとしたプレゼント。 | 1年間                  |                  |    |                        |

「図書館を飾ろう」は今まで職員が全て行っていた2階おはなしの部屋の飾りつけを、図書館やおはなし会により親しみを持ってもらうことを目的として、おはなし会に参加した子どもたちに行ってもらった。3月実施予定の、「図書館探検隊 図書館を知ろう！-どこにどんな本があるのかな-」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、残念ながら中止とした。

引き続き、図書館に親しみを持ってもらえるような事業を実施していきたい。

#### (4) 本の紹介 (テーマ図書: エントランスホールを中心に展示)

(一般) (4-1) (4-4) (4-5)

| テーマ                 | 期間         | 場所         |
|---------------------|------------|------------|
| 平成30年度貸出ベスト20       | 4月~5月      | 正面玄関       |
| 新元号令和               | 4月~5月      | 正面玄関       |
| 毎日楽しく健康づくり          | 5月下旬~8月下旬  | 一般ロビー・正面玄関 |
| 追悼 田辺聖子             | 6月         | 岩波新書コーナー前  |
| 縄文文化月間「長野県宝指定縄文土器展」 | 8月下旬~10月   | 正面玄関       |
| 公立諏訪東京理科大学図書館英語多読図書 | 9月下旬~11月中旬 | 正面玄関       |
| 信州哺乳動物研究の先駆者        | 10月~11月下旬  | 新聞コーナー横    |
| ノーベル文学賞             | 10月        | 岩波新書コーナー前  |
| 今日は何の日              | 11月下旬~12月  | 正面玄関       |
| 2020年どんな年?          | 1月~2月      | 正面玄関       |
| 新型コロナウイルス関連         | 3月         | 正面玄関       |
| 感染症にご注意を            | 3月         | 新聞コーナー横    |

年間計画を立て、1テーマを概ね2カ月間として時事や季節に合わせた展示を毎年行っている。今ま

で興味のなかった分野に目を向けることができる機会であり、展示コーナーの広さ、場所は当館の特徴でもある。

(児童) (3-2) (4-1) (4-5)

| テーマ                   | 期間         | 場所        |
|-----------------------|------------|-----------|
| ほわほわあったか 春が来た         | 4月下旬～5月下旬  | 正面玄関横     |
| ともだちできたかな             | 4月下旬～5月下旬  | 第3書庫前     |
| オズの魔法使い               | 5月         | どんぐり図書室入口 |
| おせんたくほしたらおさんぽにいこう     | 5月下旬～6月下旬  | 正面玄関横     |
| そだてようたべよう             | 5月下旬～6月下旬  | 第3書庫前     |
| 七夕おはなし会               | 6月         | どんぐり図書室入口 |
| 家族でチャレンジ調べ学習          | 6月下旬～8月下旬  | 正面玄関横     |
| 令和元年の課題図書             | 6月下旬～8月下旬  | どんぐり図書室入口 |
| 夏だ！科学絵本を楽しもう          | 6月下旬～      | 第3書庫前     |
| 木の実がいっぱい              | 8月下旬～11月下旬 | 正面玄関横     |
| スポーツの秋                | 9月中旬～10月   | どんぐり図書室入口 |
| 読書週間いろいろいっぱいよんでみよう    | 9月下旬～10月   | 第3書庫前     |
| 名探偵は君だ！               | 11月        | 第3書庫前     |
| 調べ学習コンクール優秀作品         | 11月下旬      | 正面玄関横     |
| クリスマス おはなしのプレゼント      | 12月        | 正面玄関横     |
| ねずみ年                  | 1月上旬～1月中旬  | 正面玄関横     |
| おはなし給食                | 1月中旬～2月    | 正面玄関横     |
| イチカラ作ろう               | 2月～3月下旬    | どんぐり図書室入口 |
| セカンドブックプレゼントの本を読んでみよう | 3月         | 正面玄関横     |

年間通して、季節などに合わせた展示を行っている。展示風景が万照り化しないよう工夫し、本を点取ってもらえるような棚作りをしていきたい。

ティーンズ(YA)コーナーには高校生向けに発行している「リスの森通信」で紹介した本を展示するコーナーを設けている。

(5) 広報活動 (4-1)

|   |          |   |
|---|----------|---|
| ① | 図書の紹介    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生対象の本を紹介した「リスの森通信」を作成し、市内高校図書館等で配布(年4回)</li> <li>・「広報ちの」へ毎月新着図書の紹介と行事案内等を掲載。</li> <li>・地元新聞社に毎週「今週の本棚」のコーナーにて新着図書の紹介を、「この一冊」のコーナーにて職員のお勧め本を掲載。</li> </ul> |
| ② | 図書館情報の発信 | テーマ図書、四季折々の展示物(七夕・クリスマスツリーなど)を館内に展示する他、様々な企画・イベントを地元の新聞やタウン誌に取り上げてもらう。  |
| ③ | HPの活用    | 各種講座・事業等の案内と講座の様子等の情報発信   |

・ティーンズ（YA）年代の利用が減少するため、「リスの森通信」を作成・配布しPRを行っている。本館では1階ティーンズコーナーに設置した棚に置くほか、2階飲食コーナーにも設置し、閲覧室利用の中高生向けに配布している。紹介した本はコーナーに展示することにより貸出が増えていることから今後も継続したい。コーナーが狭いことが課題である。

・市民新聞「今週の本棚」では新着本を、長野日報「この一冊」では職員のおすすめの他、季節や図書館等施設の事業に合わせた本の紹介をしている。記事を見ての来館や問い合わせもあり効果があるため今後も継続したい。

#### （6）学校との連携（3-4）

| 学校名等                | 連携内容  |
|---------------------|---|
| 職場体験・就業体験・インターシップ受入 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部中学校(5月16日・17日) 2名</li> <li>・諏訪養護学校(6月18日) 1名</li> <li>・信州豊南短期大学(9月3日～7日) 1名</li> <li>・長峰中学校(10月29日・30日) 2名</li> <li>・諏訪実業高校(12月5日・6日) 1名</li> </ul> |
| 小中学校との連携            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1回開催している小中学校司書会や研修会(視察)へ担当が参加</li> <li>・学校給食で出されている、物語に出てくる料理のレシピ紹介と、本の展示・貸出</li> <li>・図書委員さんの紹介文と本の展示・貸出</li> </ul>                                |
| 茅野高校・東海大諏訪高校との連携    | 茅野市図書館事業のおはなし会へ、上演者として参加  |
| 公立諏訪東京理科大学図書館       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相互貸借</li> <li>・茅野市図書館で借りた本を諏訪東京理科大学図書館への返却(受取のみ)</li> <li>・理科大の教授等が書かれた本の寄贈</li> <li>・理科大出前講座を利用した図書館での講座開催</li> </ul>                                |

・職場体験・就業体験については日程があうものについて受入れを行った。

・小中学校との連携については、この他授業で使う本の貸出を行っている。学校図書館から公共図書館の蔵書検索・予約はできるが、公共図書館側から学校図書館システムにアクセスすることはできず、学校図書館の蔵書について確認することはできない。

・茅野・東海大諏訪高等学校から生徒を派遣してもらい、図書館でおはなし会を行っている。東海大諏訪高校はクリスマスおはなし会での上演を依頼。今後も継続をお願いしたい。

## 6. 利用統計（前年度との比較）

### ○入館者数（本館） 単位：人

|       | 開館日数 | 入館者数    | 一日平均 |
|-------|------|---------|------|
| R01年度 | 288  | 125,407 | 435  |
| H30年度 | 289  | 131,856 | 456  |
| 比較    | -1   | -6,449  | -21  |

### ○貸出者数 単位：人

|       | 貸出者数   | (本館)   | (分室)   | (市民館) | 児童     | 一般     | 市内     | 市外     | 市民一人当たりの市内貸出者数 |
|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|----------------|
| R01年度 | 67,574 | 57,115 | 7,711  | 2,748 | 12,281 | 55,293 | 58,845 | 8,729  | 1.06           |
| H30年度 | 70,090 | 58,026 | 8,942  | 3,122 | 13,221 | 56,869 | 60,250 | 9,840  | 1.08           |
| 比較    | -2,516 | -911   | -1,231 | -374  | -940   | -1,576 | -1,405 | -1,111 | -0.02          |

### ○貸出冊数 単位：冊

|       | 貸出冊数    | (本館)    | (分室)   | (市民館)  | 児童     | 一般      | 市内      | 市外     | 市民一人当たりの市内貸出冊数 |
|-------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|----------------|
| R01年度 | 258,126 | 229,384 | 21,117 | 7,625  | 54,010 | 204,116 | 223,681 | 34,445 | 4.04           |
| H30年度 | 268,227 | 233,578 | 25,707 | 8,942  | 57,222 | 211,005 | 229,220 | 39,007 | 4.11           |
| 比較    | -10,101 | -4,194  | -4,590 | -1,317 | -3,212 | -6,889  | -5,539  | -4,562 | -0.07          |

### ○レファレンス 単位：件

|       | 件数    | 月平均件数 |
|-------|-------|-------|
| R01年度 | 4,566 | 415   |
| H30年度 | 4,880 | 407   |
| 比較    | -314  | 8     |

※R01年度3月は休止

### ○複写

|       | 件数  | 枚数    | 月平均件数 |
|-------|-----|-------|-------|
| R01年度 | 655 | 2,481 | 60    |
| H30年度 | 746 | 2,823 | 62    |
| 比較    | -91 | -342  | -2    |

※R01年度3月は休止

### ○希望資料 単位：件

|       | 件数     | (本館)   | (分室・市民館) |
|-------|--------|--------|----------|
| R01年度 | 21,317 | 18,936 | 2,381    |
| H30年度 | 18,251 | 15,728 | 2,523    |
| 比較    | 3,066  | 3,208  | -142     |

### ○相互貸借 単位：冊

|    |       | 岡谷市立  | 諏訪市   | 信州風樹文庫 | 下諏訪町立 | 富士見町  | 原村    | 諏訪広域計  | その他図書館 | 合計     |
|----|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 貸出 | R01年度 | 1,572 | 3,091 | 917    | 1,826 | 1,368 | 1,112 | 9,886  | 24     | 9,910  |
|    | H30年度 | 1,667 | 2,909 | 673    | 1,800 | 1,018 | 1,026 | 9,093  | 37     | 9,130  |
|    | 比較    | -95   | 182   | 244    | 26    | 350   | 86    | 793    | -13    | 780    |
| 借入 | R01年度 | 2,941 | 4,192 | 64     | 3,396 | 2,708 | 2,328 | 15,629 | 248    | 15,877 |
|    | H30年度 | 3,298 | 3,947 | 58     | 2,870 | 2,115 | 2,060 | 14,348 | 147    | 14,495 |
|    | 比較    | -357  | 245   | 6      | 526   | 593   | 268   | 1,281  | 101    | 1,382  |

### ※参考

#### ○住民基本台帳人口 単位：人

|       | 時点      | 茅野市計   | (0～14歳) | (15～64歳) | (65歳以上) |
|-------|---------|--------|---------|----------|---------|
| R01年度 | R2.4.1  | 55,346 | 7,105   | 31,466   | 16,775  |
| H30年度 | H31.4.1 | 55,723 | 7,250   | 31,775   | 16,698  |
| 比較    |         | -377   | -145    | -309     | 77      |

## 7. 図書館の課題

これからの図書館は、いかに入館者・利用者を増やすかが重要な指標となります。資料の充実は勿論のこと、市民の憩いとなる図書館、拠り所となる図書館づくりをしていく必要があります。入館者・利用者の増は、資料の利用にも結び付きます。

図書館は「地域の読書施設として、市民の読書ニーズに応えられる図書館」、「地域の情報拠点として、市民の求める資料や情報を提供できる図書館」、「地域の多様な資料や情報を収集・保存・提供する施設として、失われて行く伝統文化を後世に伝えて行く図書館」など、地域の課題解決支援、市民の生涯学習を支援する施設としての役割があります。

その役割を果たすためには、市民の憩いの図書館・拠り所となる図書館など、多様な機会と場の提供を実現する上でも、職員体制の充実やデータベース・電子書籍の導入を図る必要があります。また、市民の活動の場として、おはなしボランティアも含め、図書館運営に影響がない範囲で、ボランティアの受入を検討する必要があります。

図書館運営に関しては、平成15年に地方自治法が改正され指定管理者制度が導入されるようになり、図書館運営を指定管理者が行えるようになりました。県内や近隣の県の公共図書館については直営が多いのですが、全国的に見ますと指定管理者制度を導入する自治体（公共図書館）が増えてきています。しかし、指定管理者制度の導入を進めてきた自治体が、計画が終盤になったところで市民の意見により計画を撤回した事例もあるほか、新たな指定者管理者の公募に応募がなく、直営へ再移行した例もあります。茅野市図書館の運営を直営か指定管理者にしていくかは、検討していく必要があると思います。

建物に関しては、築40年が経過し設備等の経年劣化が激しく、令和元年度は、ボイラーの更新工事を行うなど、修繕を行いながら運用しています。現在策定中の茅野市公共施設再編計画に則り、施設について、大規模改修して長寿命化を図るのか、移転・建替えを進めるのか、市民の立場に立った図書館を検討していく必要があります。

また、平成30年度から、平日のみですが開館時間を延長し、午前9時30分開館、午後6時30分閉館としていましたが、午後6時以降の新規入館者が少ないことから、費用対効果を勘案し、令和2年度から、平日の開館時間は、引き続き午前9時30分とし、午後6時以降の開館時間延長をとりやめることとしました。図書館サービスの充実と費用との兼ね合いは引き続き課題と感じています。



## 令和2年度茅野市図書館運営計画

### 【図書館の目的と役割】

図書館は人類の経験や英知を集めた場所です。茅野市図書館は、集めたその経験や英知を、現在や未来の社会や地域・個人に対して広く役立て、個人の自立を手助けし、より住みよい社会にしてゆくことを目的とします。

現在、市民の多くは図書館を単に本を読むところ、貸し出すところと受け止めているかもしれませんが、本離れと言われる今、図書館は本と出会う場の一つとしての役割を担いますが、その他の図書館の役割についても市民に認識してもらい、それに応えられる図書館にしてゆくことが必要です。

性別・年齢・障害の有無等に関係なく、全ての市民に平等に開かれ、全ての市民の役に立つ図書館。個人の思想の自由・多様性を尊重し、市民一人一人の資質の向上に寄与し、個人の自立を助け、ひいては地域社会の豊かさ、住みやすさ、幸せにつながる図書館運営を目指す必要があります。

上記の目的や役割を達成するための施策として、下記の項目を挙げます。そして大事なことは、これらの施策を行うには、専門知識を持ち経験を積んだ職員が、市民と資料または市民と市民の仲立ちをすることが不可欠なことです。

- ・調べることや考えることの手助けをする資料・情報、機会、場を提供する。
- ・経済的、人間的、肉体的、精神的に自立しようとする（または、貧困や障害など困難から抜け出そうとする）個人をサポートする資料・情報、機会、場を提供する。
- ・市民の好奇心を刺激し創造性、想像力を育成する資料・情報、機会、場を提供する。
- ・個人の思想の自由、多様性が肯定され活かされる資料・情報、機会、場を提供する。
- ・個人や地域の問題解決のための資料・情報、機会、場を提供する。
- ・地域経済の発達を手助けする資料・情報、機会、場を提供する。
- ・家族やコミュニティの絆を作るための資料・情報、機会、場を提供する。
- ・社会や政治のあり方について市民が公平な判断ができるようにするための資料・情報、機会、場を提供する。
- ・次世代を担う子供たちに図書館の楽しさを知ってもらうための資料・情報、機会、場を提供する。
- ・心地よい環境や、職員のサービスによってやすらぎを提供する。

## 1. 運営方針

茅野市図書館は「地域の読書施設」「地域の情報拠点」「地域の多様な資料や情報を収集・保存・提供する施設」として図書館資料の充実を図り、資料の貸出・レファレンスサービスなどに取り組み、市民に平等に開かれ、市民一人ひとりの資質向上に寄与し、地域社会の豊かさ、活性化、住みやすさ、幸せにつながるよう、個人の課題解決と生涯学習を支援します。

## 2. 基本方針

2-1 市民の生活や仕事に役立つ情報が手に入る機会と場の提供に努めます。

2-2 次世代を担う子どもに本や図書館に親んでもらう環境づくりをします。

2-3 「読書の森 読りーむ i n ちの」を中心に、読書活動ボランティアグループ、図書館ボランティアグループ等との連携を推進します。

2-4 保育園・幼稚園・認定こども園・学校図書館・尖石縄文考古館・八ヶ岳総合博物館・公民館等と連携し、赤ちゃんから大人まで楽しめる読書活動の推進に努めます。

2-5 地域のシンボル・拠り所となる生涯学習の拠点施設として、地域資料の収集・保存・提供を行うとともに、関連施設と連携し、貴重資料のデジタル化を検討していきます。

## 3. 令和2年度の重点目標

3-1 考古館・博物館・公民館等の連携の充実（基本方針2-5）

・縄文関係資料など、考古館・博物館が所蔵している資料と図書館が所蔵している本とを関連づけた展示の企画

3-2 児童サービスの充実(2-2)(2-3)

・経験豊富な司書を中心とした選書による絵本や児童書の収集・提供

・おはなし会を中心に0歳から楽しめる様々な講座やイベントを企画し、本や図書館に親しむ機会と場を提供します。

## 4. 継続目標（各事業名の（ ）は対応する基本方針番号を記載）

4-1 所蔵資料のPR及びレファレンスサービス・レフェラルサービスの充実(2-1)

①市民の生活や仕事の課題解決に役立つ情報の収集と提供

1. 参考資料（レファレンスツール）の所蔵状況点検と入替

2. 収集した情報のPR手段として展示コーナー設置と広報・HP等への記事掲載

3. 目録・資料（パスファインダー）の作成・提供

②レファレンス（調査内容について資料の提供による回答）、レフェラル（調査内容に回答できる施設、人の紹介）サービスのための職員研修

4-2 読書活動ボランティアグループ等との連携(2-3)

①読書の森 読りーむ i n ちのが企画する事業への応援

②読みきかせや紙芝居・パネルシアター等おはなし会の他、図書館環境整備等の活動の機会と場の提供

4-3 保育園・幼稚園・認定こども園・学校図書館との連携（2-4）

①保育園等への出張おはなし会の継続

②茅野市こども読書活動応援センターと連携し、学校図書館への支援や小中学校の調べ学習への支援

③公立大学法人公立諏訪東京理科大学図書館、市内高校図書館との連携の推進

4-4 考古館・博物館・公民館等の連携の充実(2-4) (2-5)

①考古館・博物館が所蔵している資料と、図書館が所蔵している本とを関連づけた展示を企画する

4-5 憩いの場、掘り所の場となる図書館づくり (2-1) (2-2) (2-5)

①様々な年代を対象にした事業・講座を開催し、行ってみたいくなる憩いの場、図書館に行けば何かが発見できると思える掘り所の場の提供

②市民の生活や仕事の課題解決の手助けとなる図書館運営

4-6 地域資料の収集・保存・提供 (2-5)

①縄文・寒天・のこぎりを重点に地域の貴重な資料を積極的に収集・保存・提供

②所蔵する資料を精査し、貴重な資料を利活用できるよう博物館等と連携したデジタル化の検討

#### 4. 事業計画

各事業名の（ ）は対応する目標番号を記載

○通常業務において

- ・開館時間 平日；午前9時30分～午後6時（30分短縮）  
土日・祝日；午前10時～午後6時（変更なし）

○1階に配置されている縄文関係資料の洗い出しと、わかりやすい表示・案内の検討・実施

（重点目標 3-1）

検討内容：分類桁数の増加（現行4桁から5桁）、本の背へテプラ等貼付、コーナーが目立つような見出し・案内の工夫

○定例おはなし会(3-2) (4-2)

| 事業名            | 開催日時                             | 対象          | 上演団体     |
|----------------|----------------------------------|-------------|----------|
| 0.1.2 おはなし会    | 毎月第1・3・4・5 土曜日<br>午前10時30分～午前11時 | 0～3歳児       | おはなしくれよん |
| おはなしわーど        | 毎月第1・3・4・5 土曜日<br>午前11時～午前11時30分 | 3歳以上        | おはなしくれよん |
| おなかのあかちゃんおはなし会 | 毎月第3 土曜日<br>午後1時30分～午後2時         | おなかの赤ちゃんと家族 | おはなしくれよん |
| 紙芝居だいすき        | 毎月第2 土曜日<br>午前10時30分～午前11時       | 誰でも         | 紙芝居を楽しむ会 |
| パネルシアターで遊ぼう    | 毎月第3 火曜日<br>午前10時30分～午前11時       | 乳幼児         | 紙ふうせん    |
| どんぐりちいさなおはなし会  | 毎月第2 水曜日<br>午前10時45分～午前11時15分    | 乳幼児         | 図書館職員    |

| 事業名         | 開催日時                 | 対象    | 上演団体  |
|-------------|----------------------|-------|-------|
| おはなし&ハンドメイド | 第5土曜日<br>午前10時30分～正午 | 小学生以上 | 図書館職員 |

新型コロナウイルス感染拡大状況により、中止とする可能性がある。

○特別おはなし会(3-2)(4-1)

| 事業名                                   | 開催日時                                   | 対象       | 上演団体(者)                      |
|---------------------------------------|--|----------|------------------------------|
| (こども読書活動応援センターとの連携事業)<br>子ども読書の日おはなし会 | 4月25日(土) 中止<br>午前10時30分～午前11時30分       | 誰でも      | こども読書活動応援センター職員・ボランティア・図書館職員 |
| 七夕おはなし会                               | 7月4日(土)<br>午前10時30分～11時30分             | 誰でも      | ボランティア・図書館職員                 |
| 茅野高校生によるおはなし会                         | 7月23日(木)・10月1日(木)・<br>2月4日(木)・3月25日(木) | 小学校低学年まで | 茅野高校図書委員                     |
| 図書館の怪談                                | 8月27日(木)<br>午後7時～午後8時                  | 誰でも      | ボランティア・図書館職員                 |
| 図書館まつり<br>～メリークリスマスおはなし会～             | 12月19日(土)<br>午前10時30分～午前11時30分         | 誰でも      | 諏訪東海高校生徒・ボランティア・図書館職員        |
| ひなまつりおはなし会                            | 2月27日(土)<br>午前10時30分～午前11時30分          | 誰でも      | ボランティア・図書館職員                 |

○講座関係(3-2)(4-1)(4-5)

| 講座名等               | 開催日  | 内容  | 対象          | 講師                                |
|--------------------|--|---|-------------|-----------------------------------|
| (共催事業)<br>親子調べ学習講座 | 6月20日(土)<br>6月21日(日)<br>7月4日(土)<br>7月5日(日) | 各日午前1回、午後1回の計4回開催。調べ学習の基礎及びノウハウを知る  | 小学生以上<br>親子 | こども読書活動応援センター職員・図書館職員             |
| 夏休みクラフト工作講座        | 7月26日(日)<br>午前・午後1回                        | 木の枝や木の実など材料として昆虫などを作る   | 小学生以上       | 福田勝男氏                             |
| 健康づくり講座            | 9月11日(金)                                   | 高血圧予防   | 一般          | 市管理栄養士 藤森ルリ子                      |
| 公立諏訪東京理科大学出前授業     | 9月17日(木)<br>10月30日(金)<br>11月19日(木)         | ①「住宅用太陽光発電システム設置前から卒FIT後まで」<br>②「私たちの生活とニオイ」<br>③「電子工作・えんぴつで奏でる紙オルガンを作ろう」 | 一般          | ① 平田陽一教授<br>② 上谷恭子講師<br>③ 田邊 造准教授 |

○その他の事業(4-5)

| 事業名                                 | 開催日                               | 内容  | 対象        | 講師等                    |
|-------------------------------------|-----------------------------------|---|-----------|------------------------|
| (市民の憩いの場となる事業)図書館でティータイムを           | 6月～11月までの毎月第2木曜日(8月は休み)           | 図書館の花壇で採れたハーブも使ったハーブティー等の振る舞い                         | 誰でも       | レモングラス(環境美化ボランティアグループ) |
| 図書館を飾ろう!                            | 第2土曜日<br>6月13日、7月11日、紙芝居だいきすき!終了後 | 紙芝居を楽しむ会参加者とおはなしの部屋までの通路の飾りつけ                         | 誰でも       | 図書館職員                  |
| 図書館探検隊<br>(図書館を知ろう!-どこにどんな本があるのかな-) | 10月31日(土)                         | ・募集;各回5人<br>・午前と午後の2回開催<br>・普段見ることができない図書館の裏側の見学と司書体験 | 小学4年生～6年生 | 図書館職員                  |
| おはなし会カード                            | 全おはなし会                            | 「おはなし会参加カード」にシールを貼り、目標達成時にちょこっとプレゼント                  | 乳幼児・児童    |                        |

○本の紹介(テーマ図書:エントランスホールを中心に展示(3-2)(4-1)(4-4)(4-5))

(一般)(4-1)(4-4)(4-5)

| 展示月       | テーマ                          |
|-----------|------------------------------|
| 4月末～6月末   | 貸出ベスト                        |
| 6月末～9月末   | 川田先生の絵手紙(6月27日～9月24日)        |
| 9月末～11月末  | 縄文文化月間「与助尾根遺跡発掘風景～住居址がたくさん～」 |
| 11月末～12月末 | クリスマス                        |
| 1月～3月末    | 今年の干支の牛(仮)                   |

(児童)(3-2)(4-1)(4-5)

| 展示月        | テーマ       |
|------------|-----------|
| 5月末～7月中旬   | 環境月間      |
| 7月中旬～8月末   | 調べ学習作品展   |
| 8月末～10月末   | 宇宙        |
| 10月末～11月中旬 | 読書週間おすすめ本 |
| 12月        | クリスマスの絵本  |
| 1月末～2月末    | おはなし給食    |

○広報活動(4-1)

|   |          |  |
|---|----------|--|
| ① | 図書紹介     | 「広報ちの」へ毎月新着図書の紹介と、行事案内等を掲載。<br>地元新聞社に毎週「今週の本棚」のコーナーにて新着図書の紹介を、「この一冊」のコーナーにて職員のお勧め本を掲載。 |
| ② | 図書館情報の発信 | テーマ図書や講座で制作した作品、四季折々の館内掲示し情報発信する。また展示等の様々な企画・イベントを地元の新聞やタウン誌に掲載。                       |
| ③ | HPの活用    | 各種講座・事業等の催事のお知らせや館内の展示等の情報発信   |
| ④ | 寄贈のお願い   | ホームページや館内掲示等で人気本・雑誌・CD等の寄贈願いの広報  |

○学校との連携(3-4)

| 対象      | 内 容                             |
|---------|---------------------------------|
| 小学校・中学校 | 小中学校学校司書会へ参加し、学校図書館への支援と情報共有を図る |
| 中学校・高校  | 職業体験・職場体験の受入                    |
| 高校      | 高校図書委員の図書館おはなし会への参加             |
| 大学      | 相互貸借・茅野市図書館で借りられた本の返却受付(受け取りのみ) |

10年先、20年先の図書館を考えるための切り口と意見まとめ(評点順:1点以上)

皆さんに出していただいた意見について、「20年後の茅野市図書館を考えるときに一番大事だ」という観点から評価をしていただきます。

評価の仕方

大事だと思う意見を5つ選んでください。その中で、一番大事と思われる項目に10点、その次に7点、5点、3点、1点と順に評価をつけてください。評点の欄に、数字を記入して下さい。

| 切り口       | 意見  | 評点 |
|-----------|---|----|
| 3 サービスの方法 | 図書館で実際にあったレファレンス事例を市民にあらゆる手段を使って紹介することによって、「図書館は本を借りて読むだけではない。どんな情報でも図書館にいれば、得ることが出来る。」という意識を市民に醸成していくべきではないか。茅野市図書館のHPに“調査相談(レファレンス)”という項目があり、業務内容とレファレンスツールが掲載されているが、市民にとってピンとこないかもしれないので、そこにレファレンス事例を工夫して掲載することによって、レファレンスの意味が市民に具体的に理解でき、より図書館を活用していただけるのではないか。 | 27 |
| 5 ハード面    | ファーストブック、セカンドブックなどの事業を通してこどもたちの本への親しみ度は上がっているように思う。10年20年先もその親しみが続くように、親子がいっしょに図書館へ来られるようなゆったりくつろげるスペースがほしい。世代にあったスペース作りが必要。  | 25 |
| 9 立地・形態   | おしゃれで明るくて、開放的な図書館に行きたい。そういったことを考えると複合施設で食事ができるようなコーナーがあり、美術館がある。など1日遊んでいられるような図書館に行ってみたい。   | 17 |
| 6 人の面     | 専門家を活かして市民にサービスする。  | 14 |
| 9 立地・形態   | 市役所や茅野駅等人的の集まりやすい交通の便のいい場所に、人の集まる他の機能を持った施設と一緒に図書館を設置する。  | 13 |
| 8 役割      | 市民の見識を深め広げることのできる活動をする。(市民の質を高める活動)   | 10 |
| 9 立地・形態   | 廃屋ホテル、古民家に廃棄本を置いたらどうか。自由に本を持ち寄れる場所、図書ポストのような。それが茅野市のあちこちにあれば、読書の街とPRできる。  | 10 |
| 3 サービスの方法 | これからネット社会が進んでいき、車の運転ができない高齢者が増えると考えたら、本の宅配サービスがあったらどうか。最寄りの分室で職員を通じて受け渡しができるというのでもいいかと思う。   | 7  |
| 6 人の面     | 図書館に興味がなかった人たちも関わってくるような企画がほしい。   | 7  |
| 9 立地・形態   | 学校の空き教室を使ってみてもいい。空き教室に本を置いてもいい。   | 7  |
| 3 サービスの方法 | 茅野市の特徴がある図書館を目指す必要がある。  | 5  |
| 3 サービスの方法 | 子どもたちはどう思っているのか気になるので、こども会議の場で聞いてみてほしいかと思う。   | 5  |
| 4 資料の種類   | 紙メディア(本、雑誌・)だけにとらわれない多様なメディアを扱う必要がある。紙メディアも大事であるが、情報を運ぶためのメディア(媒体)は多様化されてきている   | 5  |
| 5 ハード面    | どんな本でも置いといていいと思う。蔵書数は力だと思う。置き場所だけ多くあればいいし、数が多くあるそれだけでも魅力的。  | 5  |
| 2 サービス対象  | 生活弱者の役に立つような図書館がいい  | 3  |
| 2 サービス対象  | 子どもが読書に親しむきっかけの設定も工夫していくことは大事。  | 3  |
| 3 サービスの方法 | 理科大所蔵本の紹介などの相互連携活動の強化   | 3  |
| 9 立地・形態   | 街中図書館   | 3  |

| 切り口      | 意見   | 評点 |
|----------|--|----|
| 9 立地・形態  | ずっといても飽きない、心が休まる、車を楽に駐車できるスペース、安全性などが無いと人は集まらない。 | 3  |
| 9 立地・形態  | 学生にとっては自習ができ、飲食もでき1日そこにいれるような場所。楽しいエリアと思われる図書館。  | 3  |
| 8 役割     | 地域の方たちとの関わり、高齢者と子どもたちとの交流の場になってほしい。              | 2  |
| 1 財政面    | 企業からの支援をいただくことも考えていけば、持続した図書館になる。                | 1  |
| 2 サービス対象 | 民間の人たちに役に立つような図書館。                               | 1  |
| 8 役割     | 読書をする人を増やす。                                      | 1  |
| 9 立地・形態  | 子どもやお年寄りが集まりやすい、駅の近くにあることがベスト。                   | 1  |
| 9 立地・形態  | ベンチャービジネスのインキュベーション施設との融合、併設                     | 1  |

10年先、20年先の図書館を考えるための切り口と意見まとめ(内容順)

皆さんに出していただいた意見について、「20年後の茅野市図書館を考えるときに一番大事だ」という観点から評価をしていただきます。

評価の仕方

大事だと思ふ意見を5つ選んでください。その中で、一番大事だと思われる項目に10点、その次に7点、5点、3点、1点と順に評価をつけてください。評点の欄に、数字を記入して下さい。

|   | 切り口     | 意見  | 評点 |
|---|---------|---|----|
| 1 | 財政面     | 図書館として寄付を受けられるようにしたい。   | 0  |
|   | 財政面     | ふるさと納税の対象となれる   | 0  |
|   | 財政面     | どんどん予算は削られる方向にある。   | 0  |
|   | 財政面     | 企業からの支援をいただくことも考えていけば、持続した図書館になる。   | 1  |
|   | 財政面     | BOOKOFFのような機能があってもいい。読まなくなった本を集めて、志のお金を入れて本を持ち帰るようなこともあってもいい。                             | 0  |
|   | 財政面     | 廃棄本を活用したい。リサイクル本のコーナーの横に募金箱を設置して、新しい本の購入などに役立てたら。   | 0  |
| 2 | サービス対象  | 弱者に寄り添える図書館   | 0  |
|   | サービス対象  | 観光やインバウンドにむけた準備も  | 0  |
|   | サービス対象  | 生活困窮者の利用が多いようにみえる。  | 0  |
|   | サービス対象  | 生活弱者の役に立つような図書館がいい  | 3  |
|   | サービス対象  | 子どもが読書に親しむきっかけの設定も工夫していくことは大事。  | 3  |
|   | サービス対象  | 弱者の視点に立って、社会としてやり直しができるような場所の提供が必要。   | 0  |
|   | サービス対象  | 市民の図書館でなくてはいけない。  | 0  |
|   | サービス対象  | 民間で働いている人が来やすいサービスの提供。  | 0  |
|   | サービス対象  | 民間の人たちに役に立つような図書館。  | 1  |
| 3 | サービス対象  | 大人対象の企画を増やし、実施の時間も働いている大人が参加しやすい夜間や休日といった時間とする。   | 0  |
|   | サービスの仕方 | 廃棄本を活用したい。  | 0  |
|   | サービスの仕方 | どんどん高齢化するだろう、その対策が必要  | 0  |
|   | サービスの仕方 | どんどん少子化するだろう、その対策が必要  | 0  |
|   | サービスの仕方 | 外から観光客として国内の人や外国人がやってくる、その受け皿になりたい  | 0  |
|   | サービスの仕方 | 移住の人増える。その人たちが地域のことを知る場所になりたい。  | 0  |
|   | サービスの仕方 | 茅野市の特徴がある図書館を目指す必要がある。  | 5  |
|   | サービスの仕方 | 学校図書館、市民館図書室、理科大図書室をうまく活用できれば、よりよくなる。   | 0  |
|   | サービスの仕方 | ペルビアチノチノに本を貸出して、イベントを行えば中高生も巻き込むことができる。   | 0  |
|   | サービスの仕方 | 子どもたちはどう思っているのか気になるので、こども会議の場で聞いてみてほしいと思う。  | 5  |
|   | サービスの仕方 | これからネット社会が進んでいき、車の運転ができない高齢者が増えると考えたら、本の宅配サービスがあったらどうか。最寄りの分室で職員を通じて受け渡しができるというのでもいいかと思う。 | 7  |

|   | 切り口     | 意見   | 評点 |
|---|---------|--|----|
| 4 | サービスの仕方 | AIサービスが充実している図書館。  | 0  |
|   | サービスの仕方 | イベント、講座に力をいれないと、利用者は増えないように思う。   | 0  |
|   | サービスの仕方 | その時々テーマ性を持った本の陳列方法   | 0  |
|   | サービスの仕方 | 知的なナビゲーション、検索方法を指導する教育やシステム  | 0  |
|   | サービスの仕方 | 10-20年後のデジタルネイティブな若者たち(その時はすでに中年?)への対応   | 0  |
|   | サービスの仕方 | 理科大所蔵本の紹介などの相互連携活動の強化  | 3  |
|   | サービスの仕方 | 図書館で実際にあったレファレンス事例を市民にあらゆる手段を使って紹介することによって、「図書館は本を借りて読むだけではない。どんな情報でも図書館にいけば、得ることができる。」という意識を市民に醸成していくべきではないか。茅野市図書館のHPに“調査相談(レファレンス)”という項目があり、業務内容とレファレンスツールが掲載されているが、市民にとってピンとこないかもしれないので、そこにレファレンス事例を工夫して掲載することによって、レファレンスの意味が市民に具体的に理解でき、より図書館を活用していただけるのではないかと。 | 27 |
|   | サービスの仕方 | 貸出等省力化できる部分があればどんどん進め、その時間、人手を対人サービスや企画に振り向ける。   | 0  |
|   | 資料の種類   | 漫画本の活用も考える必要がある。漫画も文化だ、活用ができる  | 0  |
|   | 資料の種類   | 専門的、芸術的など蔵書が充実しているような図書館。  | 0  |
| 5 | 資料の種類   | 紙メディア(本、雑誌・)だけにとらわれない多様なメディアを扱う必要がある。紙メディアも大事であるが、情報を運ぶためのメディア(媒体)は多様化されてきている  | 5  |
|   | 資料の種類   | 新聞を閲覧させていると思うが、新聞についてくる“チラシ広告”も利用に供すれば庶民的で身近であり、間接的に地域振興の一助になるのではないかと。   | 0  |
|   | 資料の種類   | 古い新聞についてただ廃棄するのではなく、目的を決めて、その目的に沿って必要新聞記事を切り抜いて目次をつけて利用者へ提供すれば、資料の幅が広がるのではないかと。  | 0  |
|   | ハード面    | 集めた情報、書籍を捨てない。(廃棄しない。)   | 0  |
|   | ハード面    | 建物が老朽化してきている   | 0  |
|   | ハード面    | 現在の図書館は本を所蔵できる場所が少ない。所蔵スペースが多くほしい。   | 0  |
|   | ハード面    | ファーストブック、セカンドブックなどの事業を通してこどもたちの本への親しみ度は上がっているように思う。10年20年先もその親しみが続くように、親子がいっしょに図書館へ来られるようなゆったりくつろげるスペースがほしい。世代にあったスペース作りが必要。   | 25 |
|   | ハード面    | 非日常的な空間がないと審らない。こどもコーナーは物語の世界に入っているような空間にできたらどうか。  | 0  |
|   | ハード面    | 静粛できちんと閲覧もできる場所がないといけない。   | 0  |
|   | ハード面    | ミーティング・ディスカッション等会話のできる場所も必要。   | 0  |
| 6 | ハード面    | 図書館は本を貸す場所か、本を集める場所か考えると、もう少し本を置く場所があってもいい。  | 0  |
|   | ハード面    | どんな本でも置いていいと思う。蔵書数は力だと思ふ。置き場所だけ多くあればいいし、数が多くあるそれだけでも魅力的。   | 5  |
|   | ハード面    | 廃棄本は分室に回すようにしてもいい。   | 0  |
|   | ハード面    | 居心地の良い図書館、知的な好奇心を刺激される空間、例えばアートとの自然な共存   | 0  |



|   | 切り口   | 意見  | 評点 |
|---|-------|---|----|
|   | ハード面  | 多様なメディア機器を扱って色々なことが試せる工房と一緒に置く  | 0  |
|   | ハード面  | 先端技術を取り入れ省力化する。   | 0  |
| 6 | 人の面   | 専門家を活かして市民にサービスする。  | 14 |
|   | 人の面   | 職員数（人、ボランティアも）を増やすとサービスが向上する  | 0  |
|   | 人の面   | 医師や、専門家も関わってもらいたい。  | 0  |
|   | 人の面   | 優秀な司書はほしい。  | 0  |
|   | 人の面   | ユニークなリーダーのような人が図書館にいて、その施設の個性も出てくる。   | 0  |
|   | 人の面   | 図書館に興味がなかった人たちも関わってくるような企画がほしい。   | 7  |
|   | 人の面   | ボランティアやサポーターを図書館好きだけの人だけでなく、図書館を利用したことがない人を人材にしてみたい。新たな人材探し。新鮮な目で図書館を見てくれるはず。 | 0  |
|   | 人の面   | 社協や理科大などと連携をとることも大事。  | 0  |
|   | 人の面   | 民間企業へ企画の募集をしてみてもいい。展示などお任せしてみても。  | 0  |
|   | 人の面   | 企画などはそれに長けた人を別のところから呼んでお願いしてもいいのでは。   | 0  |
| 8 | 役割    | 新しい発想や起業を後押しする場所になりたい。  | 0  |
|   | 役割    | 情報の拠点として様々な情報を収集、整理し提供し市民の要求に応えたい。  | 0  |
|   | 役割    | 賑わいの一端を担う。人の集う場所としての役割をもっと充実させたい。   | 0  |
|   | 役割    | パンフレット等も置いて情報を集中させたい。   | 0  |
|   | 役割    | 調査のできる図書館にしたい。  | 0  |
|   | 役割    | 駅前図書館は高校生の居場所になっている。  | 0  |
|   | 役割    | 読書をする人を増やす。   | 1  |
|   | 役割    | まとまった文章を読めたり理解したり書いたりできる子供を増やす  | 0  |
|   | 役割    | 図書館を楽しむ人を増やしていけたら。  | 0  |
|   | 役割    | 今の時代の情報の取り方にもアンテナを張って、それを図書館に取り入れてもいい。  | 0  |
|   | 役割    | 固定概念を持つてはいけない。時代に合わせていくことが大事。   | 0  |
|   | 役割    | 地域の方たちとの関わり、高齢者と子どもたちとの交流の場になってほしい。   | 2  |
|   | 役割    | 小学校でプログラミング教育が始まるがそこへの対応  | 0  |
|   | 役割    | 市民の見識を深め広げることのできる活動をする。（市民の質を高める活動）   | 10 |
|   | 役割    | 子供にも大人に対しても、本の面白さを広める活動   | 0  |
| 9 | 立地・形態 | 場所にこだわらない図書館  | 0  |
|   | 立地・形態 | どこでも図書館   | 0  |
|   | 立地・形態 | 街中図書館   | 3  |

|  | 切り口   | 意見  | 評点 |
|--|-------|---|----|
|  | 立地・形態 | どこへでも本を置く（廃棄するくらいなら）  | 0  |
|  | 立地・形態 | 市内の店舗や会社に置く   | 0  |
|  | 立地・形態 | 旅館や商業施設へ本を置きたい。   | 0  |
|  | 立地・形態 | 施設の再編や統合、複合化が進むだろう  | 0  |
|  | 立地・形態 | コンパクトシティ構想で中心部へ集中させようとしている  | 0  |
|  | 立地・形態 | 子どもやお年寄りが集まりやすい、駅の近くにあることがベスト。  | 1  |
|  | 立地・形態 | 日本の文化にアニメがある。外国の観光客も来ると考えると、図書館の前に大きなガンダムのモニュメントのようなものがあれば、魅力的に見えるかもしれない。                 | 0  |
|  | 立地・形態 | おしゃれで明るくて、開放的な図書館に行きたい。そういったことを考えると複合施設で食事ができるようなコーナーがあり、美術館がある。など1日遊んでいられるような図書館に行ってみよう。 | 17 |
|  | 立地・形態 | ずっといても飽きない、心が休まる、車を楽に駐車できるスペース、安全性などがないと人は集まらない。  | 3  |
|  | 立地・形態 | 現在の図書館はついで寄りができない。ついで寄りができる図書館。   | 0  |
|  | 立地・形態 | 居場所になるような図書館  | 0  |
|  | 立地・形態 | 学生にとっては自習ができ、飲食もでき1日そこにいれるような場所。楽しいエリアと思われる図書館。   | 3  |
|  | 立地・形態 | 本屋さんとくっついている図書館。  | 0  |
|  | 立地・形態 | 廃屋ホテル、古民家に廃棄本を置いたらどうか。自由に本を持ち寄れる場所、図書ポストのような。それが茅野市のあちこちにあれば、読書の街とPRできる。                  | 10 |
|  | 立地・形態 | 学校の空き教室を使ってみてもいい。空き教室に本を置いてもいい。   | 7  |
|  | 立地・形態 | ベンチャービジネスのインキュベーション施設との融合、併設  | 1  |
|  | 立地・形態 | 市役所や茅野駅等人的集まりやすい交通の便のいい場所に、人の集まる他の機能を持った施設と一緒に図書館を設置する。                                   | 13 |

10年先、20年先の図書館を考えるための切り口と意見まとめ(分室)

分室については、こちらから大事だと思う意見を2つ選んでください。その中で、一番大事だと思う項目に10点、その次に5点と順に評価をつけてください。評点の欄に、数字を記入して下さい。

| 切り口      | 意見   | 評点 |
|----------|--|----|
| 7 分室のあり方 | 現在の子ども館といっしょになっているものでなく、コミュニティとしての交流の場のような分室。                                      | 35 |
| 分室のあり方   | 分室と学校図書館と一緒にしたらどうか(学校図書館と分室がドッキングできたら。)  | 20 |
| 分室のあり方   | 分室は現在子ども館という名称がついているため、本の所蔵も子ども向けが多くなっている。高齢者向けの本を置けば、子どもとお年寄りが同じ施設内で時間を過ごすことができる。 | 10 |
| 分室のあり方   | 少子高齢化の中で、コミュニティとしての場として図書館を充実させていけたら。地区コミュニティセンター内にある分室の充実が必要。                     | 10 |
| 分室のあり方   | 台湾の学校では16時以降になると、図書館を保護者にも開放していた。素敵だと思う。   | 10 |
| 分室のあり方   | 分室は文化の拠点だ  | 10 |
| 分室のあり方   | 図書館の利便性がほしい。学校からの持ち帰り課題があった際に、分室が近くにない子は調べものにあたることができないと思う。                        | 10 |
| 分室のあり方   | 分室は子ども館と分けたらどうか  | 0  |
| 分室のあり方   | 文章を読む習慣を身に付けたまま大人になってほしい。高齢者にとって現在の図書館は車がないと来られない場所。分室をそういった方も来れるような場所にできたら。       | 0  |

## 茅野市図書館新型コロナウイルス感染拡大防止対応

|                    |              | 3/1⇒(順次) | 4/5⇒            | 5/19⇒                  | 6/1⇒                                | 7/1⇒                       |
|--------------------|--------------|----------|-----------------|------------------------|-------------------------------------|----------------------------|
| 開館時間の短縮            |              | 通常       | 休館              | 曜日に関わらず<br>10:00～18:00 | 曜日に関わらず<br>10:00～18:00              | 曜日に関わらず<br>10:00～18:00     |
| 貸出冊数・期間            |              | 無制限・1か月  |                 | 無制限・1か月                | 無制限・1か月                             | 10冊・3週間                    |
| 館内閲覧               |              | ○        |                 | ○                      | ○                                   | ○(書庫の新聞閲覧可)                |
| 資料の貸出・返却           |              | ○        |                 | ○                      | ○                                   | ○                          |
| 資料予約               | 電話           | ○        |                 | ○                      | ○                                   | ○                          |
|                    | インターネット      | ○        |                 | ○                      | ○                                   | ○                          |
|                    | 窓口           | ×        |                 | ×                      | ×                                   | ○                          |
| 新規利用者登録<br>未利用者再登録 | 市内在住者        | ○        |                 | ×                      | ○                                   | ○                          |
|                    | それ以外         | ○        |                 | ×                      | ×                                   | ○                          |
| 利用者カード再発行          |              | ○        |                 | ○                      | ○                                   | ○                          |
| 資料複写               |              | ×        |                 | ×                      | ×                                   | ○                          |
| レファレンス             | 電話           | ×        |                 | ×                      | ×                                   | ○                          |
|                    | メール          | ×        |                 | ×                      | ×                                   | ○                          |
|                    | 窓口           | ×        |                 | ×                      | ×                                   | ○                          |
| インターネット登録申込        | ながの電子申請      | -        |                 | ○(新規実施)                | ○                                   | ○                          |
|                    | 窓口           | ○        |                 | ×                      | ×                                   | ×                          |
| 諏訪地域外相互貸借          | 諏訪地域外への貸出    | ○        |                 | ×                      | ○                                   | ○                          |
|                    | 諏訪地域外からの借入   | ○        |                 | ×                      | ×                                   | ○                          |
| 寄贈受付               |              | ○        |                 | ×                      | ×                                   | ×                          |
| 施設利用               | 机・いす(1階・郷土)  | ×        |                 | ×                      | ×                                   | ○(数を減らす)                   |
|                    | 端末           | ×        |                 | ×                      | ×                                   | ○(OPAC端末1台)<br>インターネット端末は× |
|                    | パソコンコーナー(2階) | ×        |                 | ×                      | ×                                   | ×                          |
|                    | 閲覧室(2階)      | ×        |                 | ×                      | ×                                   | ×                          |
|                    | 飲食コーナー(2階)   | ×        | ×               | ×                      | ×                                   |                            |
|                    | 団体への会議室貸出    | ○        | ×               | ○<br>(他施設と同様の対策を団体に依頼) | ○<br>(他施設と同様の対策を団体に依頼)              |                            |
| 制限                 | 滞在時間         | -        | 30分以内を呼びかけ      | 30分以内を呼びかけ             | 1時間以内を呼びかけ                          |                            |
|                    | 体調不良・発熱      | -        | お断り表示           | お断り表示                  | お断り表示                               |                            |
|                    | その他          | -        | 区域外移動14日以内お断り表示 | 区域内移動の制限なし(表示しない)      | 区域内移動の制限なし(表示しない)                   |                            |
| 行事                 |              | 中止       | 中止              | 中止                     | 一部を除き人数制限と感染拡大防止対策を行って実施(検温・連絡先把握等) |                            |

## 審議会等の会議の公開について

**1 審議会等の公開の理由**

審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を市民に明らかにし、審議会等の透明性の向上を図るとともに、市民の市政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を実現するため、「茅野市審議会等の会議の公開に関する要綱」（別紙1）を定め、平成22年度から、審議会等の会議の一般への公開及び会議録の公開を実施しています。

**2 審議会等の公開に関する基準等**

審議会等の公開に関する基準等については、以下のとおりとします。

**(1) 公開の対象とする会議**

地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（法律又は条例の定めるところにより設置された審査会、審議会等）

例：茅野市情報公開・個人情報保護審査会、茅野市特別職報酬等審議会、茅野市都市計画審議会、茅野市環境審議会…等

**(2) 会議公開の原則**

審議会等の会議は、原則として公開とします。ただし、法令等により公開することができない場合、茅野市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する事項の審議等を行う場合、会議の公開が公正かつ円滑な議事運営に支障を生じる場合については、非公開とすることができます。（具体的には、「審議会等を非公開とする基準」（別紙2）をご覧ください。）

また、審議会等の会議を公開とするか、非公開とするかは、当該審議会等において検討し、決定します。

**(3) 会議開催の事前公表**

会議を開催するにあたり、その開催日時、開催場所、議題等を事前に公表するものとします。公表の方法は、茅野市役所掲示板への掲示及びホームページへの掲載とします。

**(4) 会議の公開の方法**

会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとします。傍聴に定員を設ける場合は、原則として先着順に傍聴を認めるものとします。

**(5) 会議録の作成、公表**

会議終了後、速やかに会議録を作成し、一般に公表することとします。公表の方法としては、ホームページへの掲載、担当課における閲覧とします。会議録の公開の前に、会議録を審議会等の委員に送付し、内容の確認を行います。

**(6) 運用状況の報告及び公表**

1年に1回、会議公開の運用状況を取りまとめ、公表するものとします。

※（別紙1）添付省略



## 審議会等を非公開とする基準

茅野市審議会等の会議の公開に関する要綱の規定により、茅野市において設置した審議会等は原則として会議を公開していくこととなります。ただし、会議の内容によっては、非公開とすることが妥当なものもあります。そこで、審議会等の会議を非公開とする基準を以下のように定めます。

1 法令等の規定により会議を公開することができないと認められる場合（要綱第3条第1号）

例：公平委員会における口頭審理の非公開（人事院規則第30条第3項）…等

2 茅野市情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当する事項の審議等を行う場合（要綱第3条第2号）

茅野市情報公開条例第6条に規定する非公開情報

(1) 法令の規定により明らかに公開することができない情報

例：公判開廷前の訴訟に関する情報（刑事訴訟法第47条）、児童相談所において相談、調査等をしたことにより知りえた情報（児童福祉法第61条）…等

(2) 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもの

例：戸籍等に関する情報（氏名、性別、生年月日等）、経歴に関する情報（学歴、職歴等）、心身に関する情報（障害程度等）、能力・成績等に関する情報（学業成績、勤務成績等）、財産・収入状況に関する情報（資産状況等）、思想・信条に関する情報（信仰、宗教等）…等

(3) 法人その他の団体に関する情報等で公開することにより法人等に不利益を与えることが明らかであると認められるもの

例：生産・技術等に関する情報（製造工程、原材料の種類・使用量等）、事業活動・営業活動等に関する情報（取引先、受注経路等）、社会的信用を損なうと認められる情報（法人等に対する評価に関する情報等）、経理・人事・労務等内部管理に関する情報（従業員名簿、採用状況等）…等

(4) 国又は地方公共団体からの協議又は依頼に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、国等との協力関係を著しく害するおそれがあるもの

例：国等が公表するまで公表してはならないとされている情報（国等の計画素案、国等の用地処分案等）…等

(5) 市の内部等における審議、調査等に関する情報で、公開することにより当該審議、調査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのある

もの

例：未成熟な情報であって、市民に不正確な理解や誤解を与える恐れのある情報、公開することにより、情報提供者との信頼関係を損なうなど以後の資料収集を著しく困難にする情報…等

(6) 市等の事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

例：公開することにより当該事務事業を実施する目的が失われる恐れのある情報（実施前の試験問題、検査等の計画に関する情報等）、公開することにより反復・継続する同種の事務事業の公正かつ円滑な執行を著しく困難にさせるおそれのある情報（入札実施前の予定価格、過去の損失補償等に関する情報等）…等

(7) 人の生命、身体及び財産の保護等公共の安全の確保のため、公開しないことが必要と認められる情報

例：犯罪の捜査、予防等のため公開しない情報…等

3 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合（要綱第3条第3号）

- ・会議開催の阻止や審議への介入などの障害が現実のものとして存在するか、そのような危険が予測される場合
- ・審議会等の委員や関係者の生命、身体及び財産に損害が及ぶおそれがある場合
- ・傍聴者からのヤジ等により、審議会等の委員の自由な発言ができないおそれがある場合
- ・公開することにより審議する事務事業の実施の目的を失わせるような場合

以上、上記に該当しない場合は、審議会等の会議は公開することとします。